

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名地 (加納註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	新マナー橋建設及び連絡道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	新マナー橋建設及び連絡道路整備計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	33,000 千円 H20.1.15まで	H19.1.16 コロンボ で (同日)	日本側 荒木喜代志在スリ ランカ大使 P・B・ジ ヤヤスンボラ財務・計画 省次官	H19.1.25 46号
スリランカ	貧困農民支援に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	330,000 千円 H19.3.31まで	H19.3.9 コロンボ で (同日)	日本側 荒木喜代志在スリ ランカ大使 P・B・ジ ヤヤスンボラ財務・計画 省次官	H19.3.26 167号
スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	スリランカの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むスリランカの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	1,200,000 千円 -----	H19.3.9 コロンボ で (同日)	日本側 荒木喜代志在スリ ランカ大使 P・B・ジ ヤヤスンボラ財務・計画 省次官	H19.3.26 168号
スリランカ	新マナー橋建設及び連絡道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	新マナー橋建設及び連絡道路整備計画を実施するために必要な 1. 橋梁及び取付道路の建設並びに連絡道路の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,836,000 千円 (H19年度 336,000 千円) H20.3.31まで (H20年度 994,000 千円) H21.3.31まで (H21年度 506,000 千円) H22.3.31まで	H19.5.23 コロンボ で (同日)	日本側 荒木喜代志在スリ ランカ大使 スリランカ側 P・B・ジ ヤヤスンボラ財務・計画 省次官	H19.6.5 331号
スリランカ	気象及び防災情報ネットワーク改善計画に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	気象及び防災情報ネットワーク改善計画を実施するために必要な 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機械の運用及び維持・管理指導並びに啓もう活動に必要な役務の供与	807,000 千円 H20.3.31まで	H19.8.27 コロンボ で (同日)	日本側 荒木喜代志在スリ ランカ大使 スリランカ側 P・B・ジ ヤヤスンボラ財務・計画 省次官	H19.9.7 517号
スリランカ	シーギリヤ博物館展示機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	シーギリヤ博物館展示機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	170,000 千円 H20.3.31まで	H19.8.27 コロンボ で (同日)	日本側 荒木喜代志在スリ ランカ大使 スリランカ側 P・B・ジ ヤヤスンボラ財務・計画 省次官	H19.9.7 520号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。